

年末年始は親と相談せよ



個人番号カードを申請すべきか、どう活用していくか…備蓄したら家族で相談しよう

「預金するより株を買え」って本当か
 知れば3割得する
 マイナンバー 相続入門

ようやく9割に配達されたマイナンバー通知。近いうちに相続に大きな影響を与えそうだ。いまからすべき、正々堂々とできる対策とは?!

「義父はすでに世界しており、相続人は妻と妻の姉の2人。昨年までなら基礎控除の範囲内だったのですが…」今年10月、本誌記者・A(40代)の妻の母が亡くなった。遺されたのは、義母名義の土地(路線価4千800万円)と200万円の預金だった。

基礎控除が一気に40%も引き下げられた今年1月の相続税法改正で、少額ながら相続税の対象となったA記者の妻。なにより大変だったのが、相続のための手続きだった。

「義母の出生から死亡まですべての戸籍を取り寄せる必要があります、作業は骨でした。義母の戦時中の疎開先など、全部で6カ所もの役所に掛け合わせなければならなかったんですから(A記者)

「日本相続協会代表理事」が語る。
 「A君のように、故人の戸籍を集めるのに苦労される方はとても多いんです。でも、マイナンバーと戸籍との連動で、その手間はなくならないでしょう」

マイナンバーは来年1月からスタートするが、その本領を發揮するのは、18年に戸籍や銀行口座と紐づけられてからだ。下表。

そうなれば、A記者が体験したような煩雑な手続きはもういらない、相続税の手続きも大幅に簡略化される。なごみ行政書士事務所 山田和美所長が言う。

「将来的には不動産の登記簿謄本も紐づけられ、「あなたの相続税は〇万円です」と自動的に算出することも可能になるでしょう」

もっともそれは、これまで把握できなかった個人の収入や資産がガラス張りになるということでもある。

「現在なら、相続の際の税務調査は、少額の場合は見逃されていたケースもままあった。ですが、銀行預金などとマイナンバーが紐づけされれば、これまで対象にならなかった人にも税務調査がおこなわれるようになる(同)」、

「マイナンバーと相続」今後の予定

15年 10月	マイナンバー通知 個人番号カードの申請
16年 1月	マイナンバー使用開始 個人番号カードの交付
17年 1月	マイナンバーネット開設 (ネット上で納税情報などが確認できる)
17年 7月	個人番号カードが健康保険証代わりに使用可能見込み
18年 未定	マイナンバーを戸籍にも適用見込み
21年 未定	マイナンバーを銀行口座にも適用見込み(18年から任意での紐づけは可能)

生前贈与の通帳、誰の印鑑で届ける!?

その大半が「名義預金」によるものです。つまり、名義は妻や子供にしているもの、実質的には故人の預金だったというものです(内田税理士)

生前贈与は年間10万円までなら贈与税が無税になる。しかし、前出の山田

かにおこなってきた大規模節税も困難になりつつある。アセット・アドバイザー代表の安食正秀氏はこう語る。

「かつて主流だったアパートを建てる節税法は空き家の増加などもあり火になってしまいました。それに代わって最近増えていたのが、タワーマンションの購入で節税を図る方法です」

そのカラクリはこうだ。マンションの販売価格は高層階、南向きの部屋ほど高くなる。その一方、相続税の評価額は階や方向に関係なく、専有面積に応じて一定で平均化された額になる。

つまり、同じ間取りなら南向きの高層階のほうが節税効果が高くなるのだ。たとえば30階建てのタワーマンションの最上階が1億円、20階が7千万円だったとしよう。どちらの物件も一定の4千万円と評価され、それに対し相続税がかかることになる。税金を納めたあとに売却して得るのは最上階のほうがというわけだ。



借金は相続財産と相続できる。故人が生前に借金し、子供のためにマンションを買っておく節税が流行した

「ところが、先月から政府の税制調査会や国税庁が「不公平だ」と監視強化を打ち出しました。節税策としては通用しなくなるでしょうね(安食氏)」

一方、庶民にもできて、今後主流になっていきそうなのが株式での相続だ。現在、株を相続するときは、基本的に故人が死亡した日の終値が100%課税評価額となる。株価は変動のリスクがあるため、相続した遺族は、株式を物納したり、すぐ市場で売却するケースが多い。物納を受けた財務省も、同じく市場で売却する。これらが、株価

の大きな下落要因になっていた。これを避けたい金融庁は、来年度から、上場株式の評価額を市場価格の7割とすべきであると提言したのだ。現状から3割もお得になる計算だ。

「国は「現金や不動産から株へ」と考えているというところ。実現すれば「相続税対策は株式で」というトレンドになる」と前出の安食氏も予測する。

株式はタワーマンション節税などと違い、少額から買い増していけるのが魅力。前出の内田税理士によれば、裁判所に持ち込まれる相続紛争のうち約75%は遺産総額が5千万円以下のケースだという。

「遺産が多い富裕層ほどしっかりと相続対策を立て、生前から分割について取り決めておくものです。「うちは大丈夫」と思っている家ほど、逆に危ない」

年末年始は備蓄が増える。届いたばかりのマイナンバーを話題にするなら、さらに「相続」の話をしてみてもいいだろう。